

中国における知的財産権法制度の形成及び発展

呉 斌

要 旨

建国以来、中国知识产权法制建设大体可以分为5个时期，以「保障发明权与专利权暂行条例」和「商标注册暂行条例」的制定为代表的第1个时期虽然只存在了很短的一段时间，但从其内容和当时允许私有经济存在的国内环境来看，笔者以为应该予以充分的重视。历经以发明奖励条例为代表的空白期和专利法的制定为代表的形成期之后，从90年代开始中国知识产权建设逐渐走上发展的道路，这个过程应该说是在中美知识产权争端的推动下完成的。现在中国知识产权制度进入不断完善的过程，众所周知，中国知识产权保护还存在相当大的问题，这当然有「有制度乏管理」的原因，但是笔者认为在中国知识产权的发展过程中，法制建设没能很好的与中国实际相结合也有很大的联系。

キーワード……発明及び特許権の保護についての暫定条例 商標登録暫定条例
米中摩擦 発展期における立法上の問題点

はじめに

中華人民共和国では、建国以来、知的財産権分野における法制度の建設を大きく5つの時期に分けることができる。まず、1950年、私有経済を認めていたいわゆる経済復興期に、発明及び特許権の保護についての暫定条例と商標登録暫定条例が制定された。それぞれ特許権、商標権の授与、ならびにこれら権利の保護を中心とする内容であり、短い期間での試行であったにもかかわらず、建国初期における知的財産権保護の役割を果たしたため、その存続期間を中華人民共和国知的財産権法制度の第1期として捉えることができる。

次に、1953年から70年代末までの間、私権である知的財産権は、高度に集中的な社会主義公有制に基づく計画経済と相容れないと考えられ、否定されていた。発明奨励条例を代表とする、発明を奨励する目的で公布された条例が4つ¹⁾あったものの、その発明に関する権利は国家に所有され、人々は国家所有の発明を無償で使用することを認められていた²⁾に過ぎず、個人財産としての知的財産権を定める法制度は存在しなかった。

第3に、1979年以降、中国は、社会主義的現代化を目標とし、改革開放政策により門戸を次第に世界に開いていった結果、国内経済の活性化、そして国外に向けた国際経済協力及び技術

交流の拡大が進み、そのことが知的財産権法制度の建設を邁進させた。1983年に商標法、1985年に特許法が制定されるが、これら工業所有権を中心とする知的財産権法制度の1980年代における建設は中国知的財産権法制度の形成を意味する。

第4に、知的財産権法制度が形成された後、中国は知的財産権の国際舞台に新規参入するが、外国とりわけプロパテント政策をとるアメリカに、自国産業を保護するあまり、外国企業に不利な制度・運用が存在していることなどから、貿易の流れに対する障壁となっているという見解により、国際基準に調和・接近するよう強く求められた。1990年以降、3回にわたる知的財産権保護を巡る激しい米中摩擦が中国の知的財産権法制度の全面的発展につながり、2001年に中国がWTOに加盟するまでの10年間は、中国知的財産権法制度の発展期である。

最後に第5の段階として、2001年に中国はようやくWTOに加盟した。知的財産権法制度の立法の面では、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」との整合が見られたにもかかわらず、中国における知的財産権侵害の実態が依然として深刻な状況にあることから覗えるように、エンフォースメント（法執行）の面では重大な問題があると指摘されている。そして、現在、中国はこれを解決すべく、知的財産権法制度の改善期に入っている。

本論文はこれまで重視されてこなかった中国における知的財産権法制度の第1期に制定された2つの条例、発明及び特許権の保護についての暫定条例及び商標登録暫定条例を紹介するとともに、知的財産権法制度の形成につながる改革開放の初期に見られた工業所有権を中心とする知的財産権関連法制度建設の動きに触れた上で、中国知的財産権法制度の発展、ならびに発展期に隠れていた立法上の問題を解明すべく、知的財産権保護をめぐる米中摩擦を中心に検討していく。

第一章 米中知的財産権摩擦以前における中国知的財産権法制度の状況

中国における知的財産権法制度の建設に関して、学者によっては「20年説」³⁾、つまり改革開放以降の特許法、商標法などといった知的財産権単行法の制定ならびに行政・司法の二つのルート、いわゆる双軌制という知的財産権のエンフォースメントによる保護制度の形成の事実が注目され、中国における現代的な知的財産権法制度がここ20年間で形成され、そして発展してきたと考えられている。

確かに中国における知的財産権法制度が正式に、系統的に確立されたのは1983年の商標法の制定以降であり、それ以前の中国では、高度に集中的な社会主義公有制の下で私権である知的財産権の存在の余地がなかった。しかし、建国後、戦後経済の建て直しが緊急な課題とされていた経済復興期には、3年間という短い時期ではあるが、少なくとも生産手段の公有制への社会主義的改造が行なわれる以前においては、中国における立法の多くが私権を容認する形で出されていた。そして、その時期に発明及び特許権の保護についての暫定条例と商標登録暫定条

例があり、1980年代に、知的財産権法制度が形成される以前の段階で、知的財産権法制度が既に試行されていたことを看過すべきでないとする。

本章では、このような観点から、1950年に制定された発明及び特許権の保護についての暫定条例と商標登録暫定条例を取り上げ、ごく簡単ではあるが、第1期における中国知的財産権法制度の内容に触れていく。また、1979年から中国では、社会主義的現代化を目指した改革開放の時期が始まるが、この時期において、商品経済の発展を認めたため、法制度の建設に力が入られ、大量の民事法規ないしは経済法規が出されるようになった⁴⁾。中でも、知的財産権分野では活発な動きが見られ、国外の知的財産組織、そしてアメリカとの連携も次第に緊密となり、後の発展につながる重要な時期であるとするので、第3期の知的財産権法制度の形成期の状況を見ていくことにする。

一 経済復興期（1950～1952年）における知的財産権法制度の実施

まず、1950年8月11日に国民の生産科学に関する研究を奨励し、国家経済建設の発展を促すため、政務院（國務院の前身）によって公布された発明及び特許権の保護についての暫定条例は、中華人民共和国における初めての特許関係の法規である。同暫定条例は22か条からなり、中華人民共和国国民であれば、組織、個人を問わず、自らの意思で発明権又は特許権を申請することができるとするほか、中国に居住する外国人もこれら権利を取得しうる権利主体として認められている。同暫定条例では、発明とは工業、農業生産過程で実現でき、かつ、生産能率を高め、使用価値のある新方法又は新製品を指す、とした上で、化学的な方法によって合成された物質には発明権又は特許権を与えないが、かかる物質を合成する新規方法は発明として認められる、と規定している。発明権と特許権の存続期間は3～15年と幅広く設定されているが、具体的な存続期間は中央主管機関によって決められ、発明者に与えられる証書の中でそれを明記する。

発明について、当該発明の実施が国家によって行なわれる必要があると中央主管機関が判断する場合、発明者に発明権を与えるほか、奨励金、賞状、勲章または名誉学位を授与し、発明証書が発行されるが、そうでない場合、発明者に特許権を与え、特許証書が発行される。特許権については、特許権者に独占権を与え、許諾を得ていない他人による特許の実施を阻止することができるとしたほか、特許権を譲渡したり、使用の許諾を与えて使用料を受け取ったりすることもできるとされる。同暫定条例では、特許を受けることができない発明として、国防に関連する発明、人民大衆の福利に関わる医薬品、医療方法、農牧業製品の発明のほか、全人民所有制企業従業者による職務発明、国家機関・企業・社会団体から委託を受け報酬を得て完成した発明があげられている。

同暫定条例が公布されてまもなく、同年10月9日に発明及び特許権の保護についての暫定条例実施細則が制定された。同実施細則は審査基準、審査手続き、異議申立手続きなどについて

具体的に規定しているほか、国民党政府の特許法によって特許を取得し、その期間を満了していない発明に対し、1951年4月9日までに再審査を受け、審査に合格したものにのみ期間未了の特許権とみなし、特許証書を交付するとの規定も置かれた。実施細則に基づいて、1953年には4件の特許⁵⁾が登録されたが、同年度から生産手段の公有制への社会主義的改造が次第に実施されたため、これらの条例、細則はほとんど機能せず、1963年に廃止されるまで特許登録はみられない。

以上の内容からわかるように、中華人民共和国成立後の最初の特許権は、知的財産権法制度の第1期に認められたものである。1950年暫定条例は、国家によって発明者に対しある程度の特許権制限を加えていて、「これによって比較的完備された特許保護制度が作られたと見ることができるものでもないし、そもそも試行されていた時間も短いもの」⁶⁾であったが、特許権者に独占権を認めている点では、大きな意義を持つ。

その後1970年代末までの間に、生産に関する発明、技術改良を奨励する目的での一連の関連条例及び規定、たとえば、1954年5月6日に政務院によって公布された生産に関する発明、技術改良及び合理化提案の奨励についての暫定条例、1963年11月3日に国務院によって公布された発明奨励条例及び技術改良奨励条例など、が数多く出されている。しかし、1971年に、中国国際貿易促進委員会が発明及び特許権の保護についての暫定条例の有効性ならびに中国における特許制度の存否などの質問を受け、それを国家科学委員会の副主任である武衡氏に尋ねた際、同氏が「わが国では発明奨励制度があるが、特許制度が実施されていない」との返答⁷⁾を行なっていることからわかるように、中国では、1985年4月1日に特許法が実施される以前においては、特許制度の形成には至らなかった。同暫定条例が廃止された後、第23条で「発明は国家の所有に属し、必要があれば、全国各単位（集団所有制単位も含む）がそれを利用することができる」と明記する発明奨励条例を代表とする発明と技術改良への奨励制度が長期間にわたって実施されていたのである。

次に、1950年8月28日に一般工商業専用商標の専用権を保障するため制定された商標登録暫定条例は、中華人民共和国における初めての商標保護関連法規である。同暫定条例は、商標専用権について、その存続期間を20年（期限満了以前の4ヶ月間以内に申請すれば、更新登録が可能）とした上、商標の登録を強制せず、工場、商店、協同組合が自らの意思で、政務院財政経済委員会中央私営企業局に登録出願すれば、公私を問わず、自分で生産、製造、加工又は選択した商品につき、それを享受することができる、としている。未登録商標に対し、専用権を与えないが、合法にそれを使用することはできるとしている。また、登録商標には一定の名称と色が備わっていなければならない、商標で使われる文字、図形は目立つものでなければならないと規定している。商標登録阻却事由として、国家（外国も含む）の国旗・国章・軍旗・勳章と同一又は類似するもの、外国文字（輸出入の商品を除く）、同類商品につき、すでに登録された商標と同一又は類似するもののほか、一般公用の標章（協同組合、電信、鉄道の標識など）

と同一なもの、慣用商標、他人の氏名・肖像又は企業・団体の名称（承諾を得たものはこの限りでない）があげられている。同暫定条例はさらに、商標権侵害行為に対し、商標権者に訴権を与えるほか、登録商標を模倣・偽造したり、登録商標であると詐称したり、欺いて商標登録を行なったりする場合には、いずれも法に基づいて処罰すると規定している。

上記内容からわかるように、1950年に公布され、34か条しか有しない同暫定条例は、公私を問わず、商標の専用権を認め、しかも積極的にそれを保障する意味では、商標制度建設最初の試みである。

しかし、1953年に入ると、中国では生産手段の公有制への社会主義的改造が行なわれた。その結果、高度に統一された社会主義公有制の下では商品及び市場の概念が理論上否定され、物資の分配が「計画調達」によって行なわれ、また、生産品の流通も「統一購入、統一販売」に任せられた。そのような環境の下で、生産品の生産元を判別する意味がなくなり、信用の化体である商標の存在価値もただの標識へと退化した。1954年、未登録商標についてもすべて当該地方で登記し記録保存するよう求める未登録商標暫定管理弁法が中央工商行政管理局によって公布されたが、登記して記録保存されても商標専有権を享受することができなかった。

1956年以降、中国における商標の登録数が激減した。このような状況を改善すべく、1957年に未登録商標の使用禁止を内容とする商標全面登録の実施に関する意見が中央工商行政管理局によって出されたが、成果は挙げられなかった。その後、商標の管理を強化し、生産品の質の向上を促すため、1963年4月10日に國務院が商標管理条例を公布した。それと同時に商標登録暫定条例が廃止され、商標の強制登録制度が導入された。新しく公布された条例の中では、専用権、及びそれを保障する文言が消え、商標は商品の質を表す標識であるとされた。工商行政管理局が関連部門と共同で商品の質に対する監督及び管理を行なわなければならない、などといった内容から見られるように、商標に対する保障から管理の強化へと転換した。商標登録暫定条例も結局、発明及び特許権の保護についての暫定条例と同様、建国初期におけるほぼ停滞状態にあった国の産業を興し、生産を促すための早期的な措置に過ぎなかったといえよう。

二 改革開放期における中国知的財産権法制度の形成

1978年12月に開催された中国共産党第11期3中全会では、共産党の任務の重点を社会主義現代化の建設へと移し、改革開放の政策が決定され、その後、価値法則に依拠し、国内経済活性化を目標とした各種の改革・開放政策が徐々に行われた。このような状況の下で、60年代後半からの「プロレタリア文化大革命」の時期に否定されていた法制度の建設も再び軌道に乗せられた。商標権分野では、国内市场における企業の競争力を育てるべく、1978年11月12日から新たに設置された工商行政管理局により商標の統一登録作業⁸⁾が始まり、翌年の5月に同局管轄下の商標法起草チームが結成された⁹⁾。特許法分野では、1978年7月に共産党中央委員会が特許制度の建設を指示し、国家科学委員会をその管轄部門として指定した¹⁰⁾。

そのほか、いくつか新たに制定された法律の中にも知的財産権に関連する条項が見られる。たとえば、1979年7月1日に採択（1980年1月1日から施行）された刑法では、第3章「社会主義経済秩序破壊罪」第127条において以下のように規定している。「商標管理法規に違反し、工商企業がその他の企業の登録済み商標を偽る場合、その直接の責任者に対し、3年以下の有期徒刑、拘留又は罰金に処する」。しかし、同規定は刑法第3章の「社会主義経済秩序破壊罪」に分類され、また犯罪行為を国家による商標の統一管理を目的とする商標管理法規の違反と定義付けているため、その目的は、社会の経済秩序の維持にあり、商標権を財産権として保護する内容となっているわけではない¹¹⁾。

また、対外開放政策を徹底し、国際経済協力及び技術交流を拡大させるため、1979年7月8日に公布された中外合資経営企業法の中にも、知的財産権に関連する条項がおかれた。同法第5条では、「合資経営企業各当事者は現金、実物、工業所有権などをもって出資することができる」と規定している。商標、特許を含め工業所有権は独占権であり、権利を取得した国の主権の及ぶ範囲内においてのみその効力を有するため、特許法を持たない中国では外国の特許は認められなかった。それが中国の国際経済交流とりわけ技術移転に大きな支障をもたらす最も重要な原因であった。技術移転を円滑に進めていくには、およそ技術移転の対象となる特許の安全性を適切に保障する必要があるが、特許保護制度をもたない中国への技術移転は、かかる技術を中国全土において無料で公開することを意味する。他方、中国から外国へ商品を輸出あるいは技術を移転する場合にも同じようなことが起きる。内国民待遇を原則とするパリ条約（2条（1））、ベルヌ条約（5条（1））はともかく、条約への加盟を必要とせず、外国人に権利を与えるに際してその外国人の本国が自国人に同様の権利を与えることを条件とする相互主義から考える場合でも、中国に特許法が存在しない限り、外国で特許権を主張することができない。そのため、国際経済協力及び技術交流を拡大させるためには、このような事態を一刻も早く改善すべく、商標法、特許法を含む知的財産権法制度の建設を急ぐ必要がある。したがって、1979年7月8日に公布された中外合資経営企業法は、中国における知的財産権法制度建設の宣言であるとも考えることができる。

改革開放初期、中国国内においてこのような活発な動きがあるほか、外国または知的財産権関係の国際組織との連携も強化されつつあった。改革開放により、国際貿易活動の進展とともに、知的財産権の分野において、各国との協調が必要となる。前述した技術移転の大きな支障を克服するためにも、各国の制度が独立したものであることを前提に、優先権や内外人平等原則等の大枠を定めたパリ条約を代表とする諸条約に加盟する必要がある。それは国内における法建設と同様に重要視されるべき課題であった。中国は1973年から民間レベル（中国国際貿易促進委員会）で世界知的所有権機構（WIPO）と接触していたが、1978年10月からそれを政府機関による直接的な連携に代えた。1980年1月に特許法草案（第6稿）に関してWIPOと意見交換が行なわれ¹²⁾、同年6月6日に正式にWIPOに加盟した。

また、アメリカとの経済貿易及び技術交流を円滑に推進するため、1979年に2つの協定が締結された。技術移転を目的とする米中高エネルギー物理協定が1979年1月31日に締結され、同協定の中では、技術移転に伴う知的財産権分野での問題が起きないようにアメリカの要求により知的財産権を保護する条項が取り入れられた¹³⁾。1979年7月7日に締結された米中貿易協定は知的財産権の保護問題についてさらに詳しく規定し、両国の貿易活動に指導的な意義をもった。同協定第6条は以下のように規定している¹⁴⁾。締約双方はその貿易関係において有効なる特許、商標及び著作権保護の重要性を承認する。締約双方は互惠を基礎として、一方の法人と自然人が相手の法律及び規則に基づいて商標登録を申請することができ、かつ、これら商標の相手領土内における専用権を獲得できることに同意する。締約双方は各自の法律に基づき、かつ、適正に国際的な慣行をも考慮した上で、相手の法人又は自然人に与える特許及び商標の保護が相手の自分に与えるこれらの保護と同レベルであることを保証しなければならない。

締約双方は両国の商会、会社及び貿易組織の締結する契約の中の工業所有権保護に関連する条項の執行を認め、執行の便利を与えなければならない、かつ、各自の法律に基づき、ライセンスを受けずにこれら権利の無断使用によって行なわれた不公平競争活動を制限しなければならない。締約双方は各自の法律と規則に基づき、かつ、適正に国際的な慣行をも考慮した上で、相手の法人及び自然人に与える著作権保護が相手の自分に与えるこれら保護と同レベルであるべきことを保証するため、適切な措置を取らなければならないことに同意する。

以上からわかるように、1980年当時、まだ知的財産権法制度建設の準備段階にある中国にとって、上記2つの協定の履行、さらにはWIPOの管理するパリ条約の締結を実現するためには、できるだけ早く国内法を整備する必要があった。これが中国の知的財産権法制度建設の外的な圧力であると言えよう。

このように、改革開放政策が打ち出された後、中国国内においては、経済の活性化を目的として価値法則による物質的刺激メカニズムが導入され、工業所有権を中心とする知的財産権法制度建設の準備が着々と進められた。また、国外に向けては、対外開放の旗印の下で、国際経済協力及び技術交流の拡大を目的とする外国及び国際知的財産権関係組織との連携が強化され、知的財産権法制度建設の外的な環境が整えられた。

こうした状況の中、立法が進んでいった。商標法分野では、1979年6月に国家工商行政管理総局によって商標法起草チームが結成されて以来、「1979年6月から1982年8月の間、起草チームが広く全国各地、國務院各関連部門及びその他の各方面の意見を徴収し、国内状況を基礎としながら、国際的な慣行をも考慮した上で、再三の討論、検討を行い、商標法草案の起草作業に努めた」¹⁵⁾。そして1983年3月1日に商標法が制定された。特許法分野では、1979年3月19日に国家科学委員会によって特許法起草チームが結成され、6年間に25の草案が出され、1985年4月1日ようやく特許法の制定に至った。また、1983年3月10日に商標法実施細則、1985年1月19日に特許法実施細則がそれぞれ制定された。商標法・特許法の制定により、国

内における工業所有権の法整備はおおむね完成された。また、パリ条約の3原則、つまり内国民待遇の原則、優先権制度、各国工業所有権独立の原則に関しても、それぞれ特許法第18条、特許法第29条に置かれた¹⁶⁾(独立の原則に関しては具体的な規定を必要とせず、当該国の特許法に基づいて獲得した特許のみを保護するのが普通である)ため、1984年11月13日に第6期全国人民代表大会常務委員会第8回会議でパリ条約の批准が決定され、翌年3月19日に正式に加盟した。

このように、1983年に商標法、1985年に特許法が制定され、工業所有権を中心とした中国知的財産権法制度が形成された。その成果として、商標法分野では、1982年の商標登録申請が18,565件で、その内有効登録が84,047件であるのに対し、1992年の商標登録申請が90795件で、その内有効登録が366,202件に達した¹⁷⁾。また、特許法分野では、特許法が公布された初日に特許申請件数が3,455件にものぼり、同年9月15日時点で特許申請受理件数が10,751件に達した。さらに1989年前半、特許申請件数は10万件を突破した¹⁸⁾。

第二章 米中知的財産権摩擦と中国知的財産権法制度の発展

中国における知的財産権法制度の形成に当たって、国内環境での経済活性化の要求と国外に向けられた国際経済協力及び技術交流拡大の狙いがそれぞれ重要な役割を果たした。とりわけ対米関係において、1979年に高エネルギー物理と貿易の分野で締結された2つの協定が中国の知的財産権法制度建設に極めて大きな意義を持つ。

二国間交渉過程で、アメリカが、中国はアメリカの知的財産権への保護の義務を認めなければならないという、重要な協力の条件を中国に突きつけた背後には、深い国際経済の背景があった。1960年代後期から70年代にかけて、アメリカなどの先進国は貿易赤字がたえず増え、経済が衰退する兆しが見えた。検討の結果、主な原因は多くの貿易相手国で知的財産権が保護されておらず、多くの製品が低コストでコピーされた後売り出され、それによって科学技術の優位が経済の優位に転化することが難しくなったためと見られた。そのため、知的財産権の保護は日まじに国際経済協力の重要な要件となり、米中交渉にも大きな影響を与えた。

しかし、1979年に行なわれたこの二国間交渉は、その後中国の知的財産権法制度建設をめぐる激しく展開される米中摩擦の始まりに過ぎなかった。1985年4月1日に知的財産権法制度が形成された後、中国は、知的財産権の国際舞台に新規参入し、経済協力および国際競争に参加する。ところが、世界規模での科学技術の進歩と経済のグローバル化が急速に発展している新しい情勢の下で、発展途上国である中国のこれらの法整備は、先進国とりわけプロパテント政策を採用するアメリカにとって不十分であったため、中国は、国際基準に調和・接近するよう、外国企業に不利な制度・運用の廃止、貿易の流れに対する障壁の解除が強く求められた。

本章では、90年代から知的財産権をめぐる、たえず行なわれた米中摩擦を中心に、中国が

WTO に加盟するまでの、中国における知的財産権法制度の発展の経緯を見ていく。

一 スペシャル 301 条とは何か¹⁹⁾

スペシャル 301 条とは、1985 年 1 月に提出されたヤング・レポート²⁰⁾の勧告を受けて 1988 年 8 月の包括通商・競争力法案の成立により創設された 3 つの「301 条」の 1 つであり、知的財産の分野に限定された制裁発動措置である。同条はアメリカ製品の輸出拡大を目的とし、他国の「不公正貿易慣行」や「知的財産保護」について二国間交渉を行い、合意に達しなければ一方的に報復措置を発動するものである。

アメリカは 70 年代から、「公正貿易」の追求を謳い文句に相互主義（それまでは知的財産権分野での外国人の権利は「内国民待遇の原則」に従うものとされてきた）を通商政策に持ち込むようになっていた。そのシンボルが外国の不公正貿易慣行への制裁措置を定めた 1974 年通商法 301 条であったが、1984 年通商関税法において、同条を知的財産権にも適用する意思が明らかにされた。また、1986 年 4 月にアメリカ通商代表部（USTR）が取りまとめた知的財産権に関する対外戦略では、中長期策として GATT、WIPO 等の多国間フォーラムを通して権利保護の国際的枠組みを作り出す上で、短期策として通商法 301 条を武器とする二国間交渉も行なう、という姿勢が示された。その結果、知的財産権版であるスペシャル 301 条が通商法 301 条の制裁措置をより発動しやすいものにするために、1988 年に新たに導入された²¹⁾。

スペシャル 301 条の運用手続²²⁾は、以下のようである。外国政府が行った貿易制限的な政策・慣行等に関する年次報告、外国貿易障壁報告書²³⁾をアメリカ通商代表部（USTR）が毎年 3 月末頃作成し議会に提出。同報告が提出された 30 日以内にそれに基づいて「優先国」²⁴⁾等を指定する。そして 30 日以内に、アメリカ通商代表部が当該国の優先慣行について、対抗措置発動の適否判定のための調査を開始し、これと並行して、優先国との交渉を開始する。交渉で合意が得られない場合、12 カ月以内に対抗措置²⁵⁾発動の適否を認定し、対抗措置発動が適当と認定された場合には原則として 30 日以内に対抗措置を決定することとしている。

二 スペシャル 301 条をめぐる第一次米中知的財産権摩擦（1989～1992）

1989 年にアメリカは中国における知的財産権の保護が不十分であり、アメリカ権利者の正当な権利が著しく侵害されたとして、中国を優先監視国に指定した。その後 1989 年 5 月 18 日から行なわれた米中交渉において、両国が覚書草案を作成した。草案では知的財産権分野において、中国は国際慣行を考慮した著作権法の早期制定を約束する。コンピュータ・プログラムを著作権法の保護対象とする。保護期間の延長及び保護対象の拡大を内容とする特許法の改正を行なう。知的財産権関連国際条約への加入を積極的に検討する。知的財産権に関連する法律を実施させ、知的財産権保護の重要性を教育に通じて国民に訴える。などの 8 項目に関する合意が見られた²⁶⁾。

1990年9月7日に第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で中国最初の著作権法が採択された（1991年6月1日から施行）。同法は第3条においてコンピュータ・プログラムを著作権法の保護対象とするほか、第2条2項では外国人の作品について中国国内で最初に発表されたもののみ著作権を享有すると規定した。これを受けて、アメリカ通商代表部は、この著作権法がベルヌ条約に準拠しておらず、アメリカが著作権侵害による高額かつ拡大する損失を被ったとして、1991年4月にスペシャル301条に基づいて中国を優先国に指定した。さらに、具体的な改善策²⁷⁾として、医薬品と化学製品の製造方法のみならず、医薬品と化学製品そのものも知的財産権の保護対象とすべきである。コンピュータ・プログラムに関し、最初に発表された地域が中国国内であろうと国外であろうと区別することなく、保護すべきである。営業秘密を保護すべきである。などを提示した。

これに対し、1991年6月12日から行なわれた米中交渉の場において、中国側は、発展途上国である中国が短期間でアメリカ国内法に準拠するような知的財産権保護制度を作ることは不可能であると主張したほか、医薬品と化学製品は人々の生活、健康に深く関わる日常必須品であるため、先進国が途上国で特許権保護を推し進めてはならないと反論した²⁸⁾。こうして知的財産権法を巡る米中の激しい攻防が行なわれたが、交渉の焦点は知的財産権の保護レベルにあった。つまり、「中国の知的財産権法制度を国内の事情を考慮しながら段階的に先進国家の保護水準に近づかせるよう建設するか、それとも飛躍的に先進国並みの水準にするか」²⁹⁾の問題である。結局のところ、貿易戦を避けるため、中国側が大きく譲歩し、1992年1月17日に「知的財産権に関する米中覚書」³⁰⁾が調印された。

知的財産権に関する米中覚書の主な内容は以下のとおりである。中国はその特許法において、物質・方法を問わず、医薬品、農業化学物を含むあらゆる科学発明に対し、特許権保護を与える。中国は著作権法及びその実施条例をベルヌ条約に準拠させるよう、1992年10月1日以前に新しい条例を制定する。中国は1992年10月15日にベルヌ条約に加盟する。中国は1993年6月1日にジュネーブレコード条約に加盟する。不正競争を有効に防止するため、中国は営業秘密を保護する法律の制定を約束する。1992年3月17日にアメリカは中国により知的財産権の完全保護（覚書によってアメリカの著作物が保護資格を得た）が確認されたため、中国を監視国リストに移した。

1992年9月4日に第7期全国人民代表大会常務委員会第26回会議で、保護範囲の拡大、保護期間の延長などを含む特許法の改正が行なわれた。また、1992年9月30日に国際著作権条約の実施に関する規定が発効、1992年10月15日にベルヌ条約への加盟発効、1993年6月1日にジュネーブレコード条約への加盟が発効した。さらに、1993年9月に不正競争防止法が制定され、同年12月1日から施行された。第一次米中摩擦で論争となっていた営業秘密に対する保護問題も同法第10条によって解消された。

三 スペシャル 301 条をめぐる第二次米中知的財産権摩擦（1994～1995）

知的財産権をめぐる第一次米中摩擦以降、前述したように、中国は関連法律を制定・改正し、知的財産権法制度、とりわけ著作権法制度、特許法制度ならびに営業秘密の保護の面において大きな成果を挙げた。しかし立法の面でのこれらの成果があるにもかかわらず、エンフォースメント（執行）には大きな不足があるとして、1993年11月30日にアメリカは中国を優先監視国リストに引き上げた。さらに、「1994年2月に世界知的財産権同盟（IIPA）が行なった報告により、1993年のアメリカの貿易損失額が8億2300万ドルまで大きく増加したことが明らかになった」³¹⁾ため、そこで、各法律内容の不一致、法執行の不透明、現有作品の保護不足、法執行機関での責任の空白の存在、法律の適用をめぐる中央、地方の不一致、明確かつ有効な刑罰措置の欠如、各法執行機関のアンバランス、市場参入障壁の存在、などを理由³²⁾に、アメリカ通商代表部は1994年6月に再び中国を優先国に指定した。

これを受けて、中国国務院報道弁公室は1994年6月に「中国における知的財産権の保護情況（白書）」³³⁾を公布した。中国政府は、同白書において、科学技術の進歩、文化の繁栄そして経済の発展を促進する知的財産権法制度の役割及びその重要性を確認し、短期間で得られた法建設の成果を例として挙げ、知的財産権保護に対する中国の基本的立場と態度を示した。また、立法の面では、国内情況・国際発展の趨勢に基づいて知的財産権関連法律・法規を制定・改善し、中国の特色のある社会主義知的財産権保護法制度を形成させたことと、現在、中国において知的財産権の保護範囲及び保護水準が国際慣行に接近しつつあり、高水準での知的財産権保護が実行されていることを主張する。

さらに、知的財産権のエンフォースメントについて、白書は中国では知的財産権を保護するのに二つのルート、つまり司法ルートと行政ルートが存在していると主張する。白書によると、司法ルートでは、1992年以来、北京市、上海市、広東省、福建省、海南省の高級人民法院と各経済特別区、北京市、上海市などの中級人民法院が、知的財産権裁判法廷を設立し、その他の省、自治区、直轄市人民政府所在地の中級人民法院にも専門的に知的財産権を受理する合議法廷が設立された。統計によると、1986年から1993年末にかけて、合わせて3505件の知的財産権民事紛争が受理され、その内訳は、著作権関連紛争が1168件、特許関連紛争が1783件、商標関連紛争が554件という。また、刑事罰について、情状がひどく、経済秩序を妨害し、罪になる場合、法に基づいて刑事責任を訴追するが、統計によると、1992年から1993年にかけて、人民法院は合計743件の虚偽登録商標案件を受理し、その内731件が審理を終え、計566人が有期懲役又は拘留に処されたという。

行政ルートでは、1991年6月に著作権法、1983年3月に商標法が制定されて以来、1993年末まで中国各地方の著作権行政管理機関および工商行政管理機関がそれぞれ、150件以上の著作権侵害行為、13万件の商標権侵害行為を処理し、権利侵害者を行政処罰に処した。中国の知的財産権管理機関は、摘発による権利侵害行為を処理するほか、自ら積極的に権利侵害行為取

締にも努め、1994年4月に広東省では、著作権、文化、工商行政管理、公安などの部門が連合して違法視聴覚製品の大規模な取締を行なった。その後、上海、江蘇、湖南などにおいてもそれが行なわれた。これらの活動は海賊版視聴覚製品の生産・販売に大きな打撃を与えたという。

1994年6月30日から行なわれた米中交渉において、アメリカは中国に対し、以下の要求³⁴⁾を突きつけた。主要な権利侵害者に打撃を与えるため、法執行チームを結成する。権利侵害製品を没収・廃棄し、権利侵害者を訴追する。知的財産権法執行システムを強化するため、有効なる裁判所系統を設立する。アメリカの知的財産権製品に対する市場参入障壁を排除する。これに対し、中国側は、「15年間という短い間で相当完備された知的財産権法制度が中国において建設された。知的財産権のエンフォースメントの面でいんな不足が存在するが、中国の知的財産権保護体制は著しい発展を遂げてきた。中国は善意をもったアメリカ政府の提議を歓迎するが、内政干渉するような要求は受け入れられない。如何に立法・法執行を行なうかは中国の内政である」³⁵⁾と反発した。

交渉は平行線のまま、翌年の2月まで長引いたが、1994年7月5日に第8期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で著作権を侵害する犯罪の処罰に関する決定が採択され、同日から施行された。同決定第1条では、著作権者の許諾を得ずにその作品を複製もしくは発行する行為に対し、「営利を目的とし、違法所得金額が比較的大きく、又はその他の重大な情状を有する場合、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、単独に又は併せて罰金を科すものとする。違法所得金額が極めて大きく、又はその他の特に重大な情状を有する場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、かつ、罰金を科す」と規定している。第2条では、「営利を目的とし、第1条の規定する著作権侵害の複製品であると知りながら、それを販売し、違法所得金額が比較的大きい場合、2年以下の有期懲役又は拘留に処し、単独に又は併せて罰金を科すものとする。違法所得金額が極めて大きい場合、2年以上5年以下の有期懲役に処し、かつ、罰金を科す」と規定している。なお、これに関する司法解釈³⁶⁾が1995年1月16日に最高人民法院によって出されている。

また、1994年7月5日に国務院が「知的財産権保護業務の一層の強化に関する決定」を公布した。その内容は概ね以下の通りである。知的財産権保護に当たって、局部利益と全体利益の関係を正確に処理するよう各級人民政府に要求する。知的財産権保護に当たって、統一され、協調性のある保護体制の形成を各関係部門に要求する。知的財産権法制度が有効に実施されるよう、各法の執行を監督し、検査する。税関の職能を強化し、知的財産権侵害製品の輸出入を阻止する。新技術・新製品を輸出入する際、その権利保護を強化する。知的財産に関する知識の普及のために必要とされる教育、広報活動などの施策を浸透させる。

1995年2月4日に、著作権侵害による損失が増加し続けた³⁷⁾ため、アメリカは1995年2月26日に実施する予定の10億8千万ドルという史上最大規模の報復関税を発表した。それに対抗する形で、同日に中国対外経済貿易部も同額の反報復関税を発表した³⁸⁾。しかし、これと同

時に、上記2つの決定に基づいて行なわれた、海賊版生産工場の閉鎖、知的財産権侵害製品の廃棄などを内容とする知的財産権侵害取締運動が、中国主要都市で効を奏したため、1995年2月15日に米中交渉が北京で再開された。同月26日に米中知的財産権協定が締結され、貿易戦は回避された。1995年2月26日に中国は通商法第306条の監視下に置かれた。そして1995年4月30日にアメリカ通商代表部は中国を監視国リストに移した。

1995年2月26日に締結された米中知的財産権協定³⁹⁾は米中双方の調印書と添付ファイルである「知的財産権の有効なる保護と実施に関する行動計画」によって構成され、第二次米中覚書とも称されている。協定の主な内容は以下の通りである。調印書部分 C Dの生産管理コードやライセンス生産許可証の管理を徹底させることで、視聴覚製品の生産に携わる工場に対する管理を強化する。知的財産権製品を販売する企業を検査する。中国が視聴覚製品や出版物の輸入について、正式、非正式を問わず、割当、輸入の許可またはその他の措置による制限を設けない。中国国務院視聴覚製品管理部門が視聴覚製品管理条例実施弁法の早期制定を約束する。中国における知的財産権のエンフォースメントを改善するため、アメリカ税関、司法部、特許商標局が中国にいろいろな形での援助を提供する。

「知的財産権の有効なる保護と実施に関する行動計画」部分 国務院および地方の知的財産権事務会議が全国の知的財産権保護・実施業務を協調する。知的財産権の有効なる保護と実施に関する行動計画を実現するため、知的財産権の保護及び実施を担当する行政管理部門とその他の関係部門が法執行チームを結成する。1995年3月1日から知的財産権侵害行為を撲滅するための特別法執行期間を設ける。税関があらゆる輸出入品に対し知的財産権保護を強化する。著作権認証制度を設立する。知的財産に関する知識の普及のために必要とされる教育、広報活動などの施策を浸透させる。

以上のように、協定は、「具体的でかつ透明性があり、実現可能なものであったため、業界・報道機関・国民からアメリカ通商政策の勝利として歓迎された。協定は、アメリカ政府と影響を受ける民間部門の目的に合致するものであり、中国政府により完全かつ速やかに実施されれば、有力な機会をもつ巨大な潜在的な新市場である中国に対し、知的財産権の侵害を受けてきた産業が市場参入することを可能にするものであった」⁴⁰⁾。

四 スペシャル 301 条をめぐる第三次米中知的財産権摩擦（1996～2001）

1995年末から1996年初にかけて米中知的財産権協定の実施の度合いあるいは効果に関する米中両国の判断は大きく異なるものとなった。中国側の見解としては、中国政府による協定の実施が積極的で、かつ完全であるとされた。1995年2月に協定が締結されて以来、立法の面では、1995年7月5日に国務院が税関知的財産権保護条例を公布し、同年10月1日から施行した。1996年1月30日に文化部が「視聴覚製品の卸売り、小売、レンタル及び放送の管理弁法」を公布し、同日から施行した。エンフォースメントの面では、司法機関が全国範囲で4200回に

も及び知的財産権利侵害行為に対する撲滅運動を行い、その成果として、著作権侵害に当たる 200 万枚の CD/LD、40 万冊の書籍、そして 70 万本のビデオテープが押収・破棄された。また、検察機関が 1000 件余りの権利侵害犯罪を摘発した。さらに、北京、広州、深圳などの大都市では知的財産侵害事件を専門的に管轄する裁判所が設置され、知的財産権法をよりよく実施するため、裁判官の育成にも力が入れられた⁴¹⁾。

これに対して、アメリカは、中国政府のこれらの努力を評価するものの、協定の主要部分である、海賊版 CD 生産工場の閉鎖、税関の法執行の不足（知的財産権侵害製品が依然として中国から流出されている）、市場参入障壁の排除、などの項目が履行されていないと批判した。

1996 年 4 月 29 日にアメリカ通商代表部は中国を優先国リストに引き上げた。前述したように、通常であれば、スペシャル 301 条の運用手続きとして、第一次、そして第二次米中摩擦で見られるように、「優先国」を指定した 30 日以内に、アメリカ通商代表部が当該国の優先慣行について対抗措置発動の適否判定のための調査を開始しなければならない。しかし、今回は、アメリカは調査の代わりに、これまで締結された二つの協定に関する中国側の実施状況に重点を置き、両国協定の不履行が認められた場合に直ちに制裁措置を発動できるよう、アメリカ通商法 306 条の下での継続的監視の措置がとられた。これで、中国はアメリカ通商法第 306 条により厳しく監視され続けた。

知的財産権分野で対中貿易の利害関係者による強大なロビー活動の圧力⁴²⁾の下、1996 年 5 月 15 日にアメリカは、中国が協定のいくつかの重要項目の実施を怠ったとして、通商法 306 条に基づいて同年 6 月 17 日に実施する予定の総額 20 億ドル規模の制裁発動を発表した。また、制裁を回避するための改善策⁴³⁾として、海賊版 CD 生産工場の閉鎖、知的財産権侵害状況が特に嚴重な地域（広東省など）において特別法執行期間の延長などを含むエンフォースメント強化施策、中国国境での知的財産権保護措置の強化、コンピュータ・プログラム、視聴覚製品ならびにアメリカ企業に対する市場参入障壁の徹底排除、の 4 項目を中国に強く求めた。

アメリカの制裁発動が発表された後、中国はそれに対抗して、反報復関税を発表した⁴⁴⁾が、それとほぼ同時に、5 月 23 日に中国公安部が知的財産権侵害を刑事犯罪の一部として全国範囲で厳しく取締ることを宣言し、6 月 1 日から文化部と公安部が知的財産権侵害製品の卸売り・小売市場および運輸業者を摘発すべく、全国範囲で集中法執行期間を展開した。集中法執行期間に海賊版 CD を製造していた 15 工場が閉鎖された。このうち 12 工場が広東省で、3 工場が地下工場だった。そのほか、広東省の主要な 6 力所の CD 販売市場も閉鎖された。また、国境では税関による大規模な知的財産権侵害製品の検査が行なわれ、北京・広東空港で合計 3.9 万枚の海賊版 CD・VCD が押収された。市場参入の面では、視聴覚製品の合資企業の設立、アメリカ映画の輸入、そして 1995 年 8 月 23 日に公布された「違法複製コンピュータ・プログラムの使用禁止に関する国家版權局の通知」の政府機関・各企業での実施が講じられた。

1996 年 6 月 17 日に、中国側の以上の努力が知的財産権保護の改善につながったとして、米

中貿易戦が再び回避された。第三次米中摩擦で締結された米中知的財産権協定の内容も知的財産権のエンフォースメントの改善を中心とするもので、第二次のそれとさほど変わらない。中国における知的財産権法制度の発展に関するその後の主な施策は、以下の通りである。

1997年10月1日から施行された新しい刑法の中で、各論第2章第7節において知的財産権侵害罪が置かれた。2001年7月1日に権利範囲の拡大、保護の強化、訴訟前救済措置の新設、損害賠償ルールの明確化などを中心に特許法が改正された。また、2001年7月1日に他社の著名商標の出願をした場合権利にならないことを明記したこと、訴訟前差し止めの規定を新設されたこと、侵害行為に対する罰則を強化したことなどを中心に商標法が改正された。さらに、2001年10月27日に著作権法が改正された。主な改正内容は以下の通りである。TRIPS協定に準拠させ、ネットワーク時代を反映して、権利範囲の拡大、従来明確ではなかったコンピュータ・プログラムの賃貸権やネットワーク公布権、譲渡権を明記した。また、訴訟前差し止めが認められたこと、侵害による損害算定が困難な場合、人民法院は侵害の程度に応じて50万元以下の法定賠償を課すことができるとしている。なお、この改正は中国が二つのWIPOインターネット条約を最終的に批准することを一つの目的としている。改正著作権法に関連し、2001年12月に「コンピュータ・プログラム保護条例」が公布された。2001年12月11日に中国はWTOに加盟する。

結びにかえて 発展期における立法上の問題点

中国は2001年ようやくWTOに加盟することができ、WTO設立協定の付属書のひとつとして「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」を締結した。また、TRIPS協定に対応すべく、WTO加盟に当たり、前述したように、立法の面において1990年から2001年にかけて、短時間で多くの関連立法、また既存法に対する大幅な改正が行なわれ、2001年時点で、知的財産権法分野で、かなりの発展を遂げた。国務院報道弁公室は2005年4月に発表した「中国の知的財産権保護の新たな進展」⁴⁵⁾の中で以下のように述べている。「中国の知的財産権制度建設はスタートがわりに遅かったが、速やかに発展している。1970年代末に改革・開放政策が実施されてから、中国の知的財産権保護は大きな進展をとげ、知的財産権制度が徐々に確立され、経済の健全な発展と社会の全面的進歩を促した」。

しかし、知的財産権関連法制についてTRIPS協定との整合がみられるにもかかわらず、中国における知的財産権侵害の実態は依然として深刻であることは周知の通りである。その原因は第二次米中摩擦から絶えずに指摘されているエンフォースメントの問題にあるといわれている。無論、中国の知的財産権保護の仕組みには地方保護主義、再犯者対策の欠如、手続きの不明確、などといった問題点がたくさん存在するほか、知的財産権に関する人々の保護意識も薄い。これらの問題が深刻な知的財産権侵害の実態につながる直接的な原因であると考えられるが、根

本的な原因は立法と執行（執行の土壌）の乖離、つまり執行を保証する社会的土壌（執行能力）が立法水準とかけ離れすぎて、期待する効果を得られない点にあるように思われる。

1989年から2001年にかけて3回にわたった知的財産権保護をめぐる米中摩擦は中国における知的財産権法制度の発展につながったが、それを改革開放期の初期に行なわれた建設と比較すると、経済活性化の目標、つまり国内における需要が発展期には見あたらない。

「国内情況に立脚し、かつ適正に国際的な慣行をも考慮する」という謳い文句、そしてそれを実現するための起草作業過程での国内外各方面からの意見徴収が、中国における立法原則（慣行）の一つであるといえる。しかし発展期にはこれを怠っていた。例えば1992年9月25日に外国人著作権者の権利を保護するため国務院によって公布された「国際著作権条約の実施に関する規定」がそのよい例である。同規定が公布される以前、国内外を問わず、コンピュータ・プログラム作品の登録管理及び権利存続期間に関する規定⁴⁶⁾は、1991年10月1日から実施された（1991年6月4日に公布）「コンピュータ・プログラム保護条例」に置かれていた。同条例によると1991年6月4日以前に発表されたコンピュータ・プログラムが保護されなくなる、とアメリカは指摘した。その解決策として制定されたのが上記「国際著作権条約の実施に関する規定」である。同規定第7条では、「外国のコンピュータ・プログラムは文学作品として保護される。登録手をしなくてもよい。保護期間は、当該コンピュータ・プログラム最初の発表年の年末から起算し、50年間とする」と規定している。この規定があることで、立法による内外差別が起きた。つまり、第7条が適用されない1991年6月4日以前に発表された中国国内コンピュータ・プログラムは依然として権利保護がないため、「対外保護の水準が国内保護の水準を超え、いわゆる超国民待遇の問題を引き起こした」⁴⁷⁾。

以上からわかるように、国内状況を省みないで、単なる外的な圧力によって行なわれた知的財産権法制度の発展には簡単には克服できない内在的な疲弊が避けられないであろう。

とは言っても、経済のグローバル化から強く影響を受け、そして世界に開かれた中国において、知的財産権法制度の建設が他の通常の法制度と同様、国内情況を中心とする独自の立法によって行なわれると、法制度そのものが国際経済環境から遮断される恐れがある。国内情況を十分に考慮しながらも、国際社会と世界経済システムとの調和を図り、知的財産権保護の国際ルールに適合する国内法の整備と保護体制作りがこれからの中国の知的財産権法制度改善時期における重要な課題となろう。

<注>

- 1) 建国初期の1950年8月に政務院によって「生産に関する発明、技術改良及び合理化提案の奨励についての政務院の決定」が出され、この決定に基づき、1950年8月に「発明及び特許権の保護についての暫定条例」、1954年5月に「生産に関する発明、技術改良及び合理化提案の奨励についての暫定条例」、1955年8月に「中国科学院科学奨励金暫定条例」、1963年11月に「発明奨励条例」及び「技術改良奨励条例」（「発明及び特許権の保護についての暫定条例」、「生産に関する発明、技術改良及び合理化提案の奨励

- についての暫定条例」はそれと同時に廃止)が公布された。
- 2) 発明奨励条例第 23 条。
 - 3) 任建新「回顾中国知识产权的建立」刘春田主编『中国知识产权二十年』18 頁(专利文献出版社、1998)。学者によっては、「百年左右説」も支持されているようだが、現在「20 年説」が多数を占めている。
 - 4) 小口彦太/木間正道/田中信行/国谷知史『中国法入門』139 頁(三省堂、1998)。
 - 5) 赵元果『中国专利法的孕育与诞生』10 頁(知识产权出版社、2003)。
 - 6) 鄭成思『中国知的所有權法の理論と實際』8 頁(成文堂、1998)。
 - 7) 赵元果・前掲注(5) 13 頁。
 - 8) 中国商标在线 <http://www.21etm.com/swnet/news/news13.asp?newsid=332&typename=最終アクセス日> 2005 年 12 月 10 日。
 - 9) 刘春田主编『中国知识产权二十年』353 頁(专利文献出版社、1998)。
 - 10) 赵元果・前掲注(5) 41 頁。
 - 11) 杨和义「中国现代商标法制百年史研究」郑成思主编『知识产权文丛第 6 卷』225 頁(中国方正出版社、2001)。
 - 12) 赵元果・前掲注(5) 323 頁。
 - 13) 郑成思『世界贸易组织与贸易相关的知识产权』7 頁(中国人民大学出版社、1996)。
 - 14) 杜学亮主编『著作权研究文献目录汇编』198 頁(中国政法大学出版社、1995)。
 - 15) 刘春田・前掲注(9) 125 頁。
 - 16) 商標法の中で優先権制度に関する規定が見られない。また、不正競争の制限などといったパリ条約の内容を反映する関連規定についても商標法の中で置かれていない。
 - 17) 杨和义・前掲注(11) 228 頁。
 - 18) 奉賢科技 <http://www.fxkj.gov.cn/zscq/zlsh.htm> 最終アクセス日 2005 年 12 月 11 日。
 - 19) 特許庁「欧米等の模倣品対策に関する政策効果の研究」(平成 17 年 3 月)
http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/pdf/oubei_mohou_kenkyu/all.pdf 最終アクセス日 2005 年 12 月 12 日、李明徳著『「特別 301 条款」与中美知识产权争端』98~159 頁(社会科学文献出版社、2000)を参照。
 - 20) 1985 年 1 月に、産業競争力委員会は調査研究の結果を基に、いわゆるヤング・レポートを議会に提出した。このレポートは、研究開発の促進や産業界への資金投入、輸出拡大を目指した通商政策の策定、ベンチャー企業の育成等を述べているが、特に工業所有権について次のように勧告している。工業財産権の保護・強化に向け、特許法などアメリカ国内の制度改正を行なう。特許制度の運用は、均等論の幅広い適用や損害賠償額の見直しを含めて大幅に変更する。アメリカ以外の各国で工業財産権が確実に保護されるように、通商法 301 条を武器とした二国間交渉を行なう。GATT などの多国間交渉の場を通じ、知的財産権制度の確立および充実を働きかける。
 - 21) 坂井昭夫『日米ハイテク摩擦と知的所有権』154 頁(有斐閣、1994)。
 - 22) 李明徳「美国的特別 301 条款与中美知识产权争端」郑成思主编『知识产权文丛第 3 卷』160~165 頁(中国方正出版社、1999)を参照に作成した。
 - 23) NTE (National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers) レポートとも称し、外国政府が行った貿易制限的な政策・慣行等に関する年次報告。1974 年アメリカ通商法第 181 条に基づき、アメリカ通商代表部 (USTR) が毎年 3 月末頃作成し議会に提出。
 - 24) 誠意ある交渉を怠っている国、あるいは適切で効果的な知的財産権保護を提供するための二国間・多国間協議後にも大きな進展を見せなかった国。そのほかには、「306 条監視国」(優先国に指定されていたが、誠意ある交渉に入るか、もしくは進展を見せている国は 306 条監視国の分類となる。通商法 306 条はスペシャル 301 条より威嚇効果が高く、優先国、優先監視国に指定されるよりも貿易制裁を受けやすい状態になるわけである。現在、中国とパラグアイの二カ国は同 306 条下で監視されている。)
「優先監視国」、「監視国」(市場において、知的財産権保護に関して特別な問題が存在する国)がある。
 - 25) 報復関税の発動、輸入規制、特惠関税適用の停止など。ただし、大統領の指示、相手国の改善の約束、国家安全保障上求められるときは、対抗措置をとらない。
 - 26) 李明徳『「特別 301 条款」与中美知识产权争端』176 頁(社会科学文献出版社、2000)。
 - 27) USTR: Report to Congress on Section 301 Developments(January 1995~1996)。李明徳・前掲注(26) 178 頁による。
 - 28) Michael Yeh, Up Against a Great Wall: the Fight against Intellectual Property Piracy in China. Minnesota Journal of Global Trade, summer 1996。李明徳・前掲注(26) 179 頁による。
 - 29) 赵承璧/赵齐『外经贸知识产权法律与条约』87 頁(中国对外经济贸易出版社、1996)。
 - 30) 中国科学院知识产权战略研究交流平台 <http://www.ipr.ac.cn/News/200591992416.html> 最終アクセス日

中国における知的財産権法制度の形成及び発展（呉）

- 2005年12月12日。
- 31) 特許庁「欧米等の模倣品対策に関する政策効果の研究」42頁
http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/pdf/oubei_mohou_kenkyu/all.pdf 最終アクセス日 2005年12月12日。
- 32) 李明徳・前掲注(26)192頁。
- 33) 中国普法網 http://www.legalinfo.gov.cn/zt/2004-10/22/content_143499.htm 最終アクセス日 2005年12月12日。
- 34) USTR Publishes China Sanction List, Tariffs could be Imposed February 4, BNA Patent, Trademark and Copyright Law Daily, Jan. 17, 1995. See Robert Frost, Intellectual Property Disputes in the 1990s Between the People's Republic of China and the United States. 李明徳・前掲注(26)194頁による。
- 35) Gao LuLin, Taking a Stand: China's Enforcement of Intellectual Property Protection Laws, China Bus. Rev., Nov. 1994. US Demands are "Flagrant Intervention" in China's Internal Affairs, BBC. Monitoring, Jan. 6, 1995. See Robert Frost Intellectual Property Disputes in the 1990s Between the People's Republic of China and the United States. 李明徳・前掲注(26)194頁による。
- 36) 司法解釈では、同決定でいう「違法所得金額が比較的大きい」とは、個人違法所得金額が2万元以上、組織の違法所得金額が10万元以上である場合を指し、「違法所得金額が極めて大きい」とは、個人違法所得金額が10万元以上、組織の違法所得金額が50万元以上である場合を指すとした。また、「その他の重大な情状」とは、以下に掲げる情況、著作権侵害により2回以上行政責任又は民事責任を追及されたことがあり、再び著作権侵害行為を実施した場合、個人不法経営金額が10万元以上、組織不法経営金額が50万元以上である場合、その他の深刻な結果を引き起こした場合、の1つに該当する場合を指し、「その他の特に重大な情状」とは、以下に掲げる情況、著作権侵害により刑事責任を追及されたことがあり、再び著作権侵害罪を犯した場合、個人不法経営金額が100万元以上、組織不法経営金額が500万元以上である場合、その他の特に深刻な結果を引き起こした場合、の1つに該当する場合を指すとした。
- 37) アメリカ通商代表部が1995年度の「外国貿易障壁報告書」の中で、著作権侵害による1994年度アメリカの対中貿易損失額が8億5000万ドルにも上ったと指摘する。
- 38) 趙承璧/趙齊・前掲注(29)93~94頁。
- 39) 知識産権管理與執法 <http://www.ipa.gansu.gov.cn/zlzx/images/ZSCQBHGJTYXY/1072.htm> 最終アクセス日 2005年12月12日。
- 40) 特許庁「欧米等の模倣品対策に関する政策効果の研究」43頁
http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/pdf/oubei_mohou_kenkyu/all.pdf 最終アクセス日 2005年12月12日。
- 41) Statement of Ambassador Michael Kantor before the Senate Foreign Relations Subcommittee on East Asian and Pacific Affairs and the House International Relations Subcommittee on Asia and the Pacific and International Economic Policy and Trade, March 7, 1996. 李明徳・前掲注(26)212頁による。
- 42) 特許庁「欧米等の模倣品対策に関する政策効果の研究」44頁参照
http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/pdf/oubei_mohou_kenkyu/all.pdf 最終アクセス日 2005年12月12日。
- 43) Testimony before the Senate Finance Committee, Ambassador Charlene Bashefsky, June 6, 1996. 李明徳・前掲注(26)220頁による。
- 44) 人民日報 1996年5月16日2版。
- 45) Jetro 北京センター知的財産権部 <http://www.jetro-pkip.org/teji/2004bs.htm> 最終アクセス日 2005年12月12日。
- 46) 条例第23条「本条例公布後に発表されたコンピュータ・プログラムがコンピュータ・プログラム登録管理機構に登録申請をすることができる。登録が認められる場合、コンピュータ・プログラム登録管理機構が登録証明文書を発行し、公告する」。条例第24条「コンピュータ・プログラム登録管理機構でのコンピュータ・プログラム著作権の登録申請が本条例に基づいてコンピュータ・プログラム権利紛争の行政処理、または訴訟を起こす前提である」。第15条「コンピュータ・プログラム著作権の保護期間が25年である。当該コンピュータ・プログラムの最初発表から第25年の12月31日に満期とする。保護期間が満了前に、コンピュータ・プログラム著作権者がコンピュータ・プログラム登録管理機構に25年間の登録延長を申請することができる。ただし、最長保護期間を50年を超えないものとする」。
- 47) 寿歩「试论软件最终用户的责任」郑成思主编『知识产权文丛第三卷』379頁(中国政法大学出版社、1999)。

主指導教員(国谷知史教授)、 副指導教員(澤田克己教授・南方暁教授)